

紹介手数料の返還について

弊社紹介した採用決定者（求職者）が一身上の理由により退職した場合には、下記の期間及び割合に応じて、手数料及び消費税相当額を返還致します。

- ・1ヶ月以内で退職した場合 ⇒ 紹介手数料の50%

ただし、貴社側からの解雇の申し出及び、採用決定者（求職者）に対する対応が、各種労働関連法令に違反し、それを理由として採用決定者（求職者）が一身上の理由にて退職するに至った場合には、紹介手数料は返還致しません。

広島市中区鉄砲町6-7
株式会社キャリアメイク